

土 建 第 1 6 4 4 号

平成28年3月31日

(公社)沖縄県建築士会
(一社)沖縄県建築士事務所協会 殿

(沖縄県建築行政連絡会議事務局)
沖縄県土木建築部建築指導課長
(公 印 省 略)

「沖縄県建築基準法取扱基準」の改定について（通知）

平素より本県の建築行政にご協力を賜わり、感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、沖縄県建築行政連絡会議にて検討を行った結果、一部改定を行っておりますのでお知らせします。

つきましては、貴機関のホームページ等にて周知して頂きますようお願いいたします。

- 別添) ①沖縄県建築基準法取扱基準（一般用・新旧対照表）
②沖縄県建築基準法取扱基準（一般用）

問い合わせ先：事務局（県建築指導課指導班）担当：金城新吾

TEL：098-866-2413 FAX：098-866-3557

Email：kinjosy@pref.okinawa.lg.jp

変更後

(表紙)

一般用

沖縄県建築基準法取扱基準

施行日：平成23年4月1日

改定：平成24年3月2日（平成24年4月1日施行）

改定：平成26年3月31日（平成26年4月1日施行）

改定：平成28年3月31日（平成28年4月1日施行）

沖縄県土木建築部建築指導課

変更前

(表紙)

一般用

沖縄県建築基準法取扱基準

施行日：平成23年4月1日

改定：平成24年3月2日（平成24年4月1日施行）

改定：平成26年3月31日（平成26年4月1日施行）

沖縄県土木建築部建築指導課

変更後		変更前	
沖縄県建築基準法取扱基準(一般用)		沖縄県建築基準法取扱基準(一般用)	
目次	ページ	目次	ページ
第1総則		第1総則	
<u>敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて</u>	<u>1-1</u>	<u>敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて</u>	<u>1-1</u>
機械式自動車駐車場の取扱いについて	1-2	機械式自動車駐車場の取扱いについて	1-2
トレーラーハウスの取扱いについて	1-3	トレーラーハウスの取扱いについて	1-3
集会場の取扱いについて	1-4	集会場の取扱いについて	1-4
<u>ビニールハウスの取扱いについて</u>	<u>1-5</u>	<u>ビニールハウスの取扱いについて</u>	<u>1-5</u>
携帯電話の中継基地の取扱いについて	1-6	携帯電話の中継基地の取扱いについて	1-6
公園、広場の取扱いについて	1-7	公園、広場の取扱いについて	1-7
昇降機を含む建築物の仮使用承認の取扱いについて	1-8	昇降機を含む建築物の仮使用承認の取扱いについて	1-8
用途変更の取扱いについて	1-9	用途変更の取扱いについて	1-9
土地区画整理事業により築造される擁壁の取扱いについて	1-10	土地区画整理事業により築造される擁壁の取扱いについて	1-10
面積算定の取扱いについて	1-11	面積算定の取扱いについて	1-11
屋上階段室の階数の取扱いについて	1-12	屋上階段室の階数の取扱いについて	1-12
吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び外部階段の床面積の取扱いで、外気に有効に開放されている部分の隣地境界からの距離について	1-13	吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び外部階段の床面積の取扱いで、外気に有効に開放されている部分の隣地境界からの距離について	1-13
建築基準法第6条第2項の取扱いについて	1-14	建築基準法第6条第2項の取扱いについて	1-14
第2 単体規定		第2 単体規定	
現在単独浄化槽である建築物を増改築する場合の取扱いについて	2-1	現在単独浄化槽である建築物を増改築する場合の取扱いについて	2-1
シックハウス対策における換気設備の構造について	2-2	シックハウス対策における換気設備の構造について	2-2
<u>共同住宅等における納戸について</u>	<u>2-3</u>		
第3 集団規定		第3 集団規定	
採光等の規定に関する里道の取扱いについて	3-1	採光等の規定に関する里道の取扱いについて	3-1
<u>第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて</u>	<u>3-2</u>	<u>第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて</u>	<u>3-2</u>
<u>ペト関連施設の用途について</u>	<u>3-3</u>	<u>屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて</u>	<u>3-3</u>
第4 防火避難規定		第4 防火避難規定	
令第128条における共同住宅の出口の解釈について	4-1	令第128条における共同住宅の出口の解釈について	4-1
窓その他の開放できる部分の取扱いについて	4-2	窓その他の開放できる部分の取扱いについて	4-2
排煙免除規定による内装制限の適用範囲の取扱いについて	4-3	排煙免除規定による内装制限の適用範囲の取扱いについて	4-3
<u>屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて</u>	<u>4-4</u>		
 <u>※朱書き部分が改定箇所(H28.3.31)となります。</u>			

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

☆総則

内容	敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて						法2条
							令1条
取扱い	<p>原則としてそれぞれ別の敷地とみなす。ただし、里道や水路等の管理者から占有許可等や工作物設置許可を受けた橋等により一体的な利用がなされ、安全上、防火上支障がなければ一つの敷地と見なすことは可能である。</p> <p>また、一団の土地と認められる場合の建ぺい率及び容積率の計算にあたっては、原則として里道又は水路等の部分を敷地の範囲から除外する。</p>						
	<p>橋等の有効幅員については、建築物の用途規模に応じた接道長さを満たす必要がある。占有許可等とは、占有許可、使用許可(占有する旨の許可)を想定</p>						
解説							
関連	建築基準法質疑応答集P3925 昭和38年住指発第100号 【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	総則
	○	○	○	○	○	○	敷地
<p>凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある</p>							

内容	敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて						法2条
							令1条
取扱い	<p>原則としてそれぞれ別の敷地とみなす。ただし、里道や水路等の管理者から占有許可や工作物設置許可を受けた橋等により一体的な利用がなされ、安全上、防火上支障がなければ一つの敷地と見なすことは可能である。</p> <p>また、一団の土地と認められる場合の建ぺい率及び容積率の計算にあたっては、原則として里道又は水路等の部分を敷地の範囲から除外する。</p>						
解説							
関連	建築基準法質疑応答集P3925 昭和38年住指発第100号						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	総則
	○	○	○	○	○	○	敷地
<p>凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある</p>							

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

☆総則

内容	ビニールハウスの取扱いについて						法2条
取扱い	次に掲げる農業用又は水産用の用途に供するビニールハウスは、建築物として扱わない。						
	①育成・栽培のために限定して設置されたものであること。 ②施設を覆うビニールシート等は薄い材料で容易に取り外しができるものであること。						
解説							
関連	平20九州ブロック行政連絡会議						大分類
	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	小分類
	○	○	○	○	○	○	総則 定義 ビニールハウス等 凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

内容	ビニールハウスの取扱いについて						法2条
取扱い	次に掲げる農業用又は水産用の用途に供するビニールハウスは、建築物として扱わない。						
	①育成・栽培のために限定して設置されたものであること。 ②施設の支保材は、スチールパイプ等の簡易なものであること。 ③施設を覆うビニールシート等は薄い材料で容易に取り外しができるものであること。						
解説							
関連	平20九州ブロック行政連絡会議						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	小分類
	○	○	○	○	○	○	総則 定義 ビニールハウス等 凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準（一般用）

★単体規定

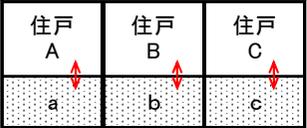
<追加 基準案>

内容	共同住宅等における納戸について					法28条
						令 条
取扱い	次に掲げるいずれかを設けた共同住宅等の室については、住宅の居室とみなし法第28条第1項に定める採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。					
	① テレビ、電話、インターネット機器を接続するための設備 ② 畳、ベッド等 ③ 押入れ					
解説	共同住宅等の住戸において、法28条1項に定める採光のための窓その他の開口部がない室を納戸等として建築確認済証の交付を受けながら、当該室内にテレビや電話等を設け居室として利用するものが見受けられる。					
	居室に必要な設備などを設けた室については、たとえ室名が納戸等であっても住宅の居室とみなし法28条1項に定める採光のための窓その他の開口部を設けるように定めるものである。 なお、法第28条第1項ただし書きの規定により、用途上やむを得ない居室については、その限りでない。 例：住宅の音楽練習室、リスニングルーム等(遮音板を積み重ねた浮き床を設ける等遮音構造であること並びに当該住宅の室数及び床面積を勘案し、付加的な居室であることが明らかなものに限る。)					
関連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】 【平成7年住指発第153号】					大分類
						中分類
取扱い						小分類
	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市
凡例 ○：同様な取扱い △：詳細は確認の必要あり ×：別の取扱いがある						

変更後

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

● 集団規定

内容	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて						法48条
							令 条
取扱い	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅は、各住戸内店舗の面積が、当該住戸の2分の1以下、かつ建築物内の各店舗の床面積の合計が50㎡以下でなければならない。						
	 <p style="color: red;">住宅部分と兼用部分は、内部で出入りできること</p> <p>A、B、Cは、店舗部分を含む各住戸の床面積の合計 a、b、cは各住戸内店舗の床面積の合計</p> <p>$a+b+c \leq 50\text{㎡}$ かつ $a \leq 1/2A$、$b \leq 1/2B$、$c \leq 1/2C$</p> <p style="color: red;">第一種低層住居専用地域内の兼用住宅の規定は、戸建て住宅、長屋及び共同住宅等で共用部分の無い住戸(長屋部分)の場合に適用する。</p> <p style="color: red;">なお、長屋部分を一部含む共同住宅における県条例24条第2項の面積については、長屋部分も含む建築物全体の面積とする。</p>						
解説							
関連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

● 集団規定

内容	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて						法48条
							令 条
取扱い	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅は、各住戸内店舗の面積が、当該住戸の2分の1以下、かつ建築物内の各店舗の床面積の合計が50㎡以下でなければならない。						
	 <p>A、B、Cは、店舗部分を含む各住戸の床面積の合計 a、b、cは各住戸内店舗の床面積の合計</p> <p>$a+b+c \leq 50\text{㎡}$ かつ $a \leq 1/2A$、$b \leq 1/2B$、$C \leq 1/2C$</p>						
解説							
関連							大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準

●集団規定

内容	ペット関連施設の用途について						法48条
							令 条
取 扱 い	<p>ペットを収容・飼育する施設は、畜舎として扱う。</p> <p>ペットショップの場合、ペットが売却されるまで、店内ケージや陳列棚等で飼育する場合は、その床部分は、「畜舎」とし、建築物用途は「物品販売業を営む店舗兼畜舎」とする。</p> <p>ペットホテルの場合、ペットを収容する施設の床部分は「畜舎」とし、建築物用途は「その他サービス業を営む店舗兼畜舎」とする。</p> <p>動物病院で入院施設がある場合、ペットを収容する床部分は「畜舎」とし、建築物用途は「その他サービス業を営む店舗兼畜舎」とする。</p>						
解 説							
関連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						大分類
							中分類
取 扱 い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	小分類
	○	○	○	○	○	○	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

大分類
中分類
小分類
 集団規定 用途地域 ペット

変更後

変更前

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

○防火・避難規定

○防火・避難規定

内容	屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて						法35条					
							令112条					
取扱い	<p>主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とし、かつ、地階又は3階以上に居室を有する建築物で、屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けのうち、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p>											
	<p>令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がない</p> <p>令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある部分</p>											
解説	<p>建築物に火災が発生すると、階段や吹き抜け部分などの垂直方向に連続する空間は、急速な火煙の伝播経路となる。このため建築物内部の「垂直方向に連続する部分」と「その他の部分」とを防火区画することにより、火煙の通り道を遮断することを目的に堅穴区画が規定されている。</p> <p>屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けを有する建築物についても、吹き抜け部分が建築物内部の垂直方向に連続する空間に近く、急速な火煙の伝播経路となる可能性があるため、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画を要するものである。また、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル以上のもので、$5 \times (\text{短辺D})$を超える高さの吹き抜けを有するものは、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p>											
	<p>建築設備設計・施工上の運用指針 2003年版</p> <table border="1"> <tr> <td>大分類</td> <td>中分類</td> <td>小分類</td> </tr> <tr> <td>防火避難規定</td> <td>防火区画</td> <td>防火区画</td> </tr> </table>						大分類	中分類	小分類	防火避難規定	防火区画	防火区画
大分類	中分類	小分類										
防火避難規定	防火区画	防火区画										
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある					
	○	○	○	○	○	○						

内容	屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて						法35条					
							令112条					
取扱い	<p>主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とし、かつ、地階又は3階以上に居室を有する建築物で、屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けのうち、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p>											
	<p>令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がない</p> <p>令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある部分</p>											
解説	<p>建築物に火災が発生すると、階段や吹き抜け部分などの垂直方向に連続する空間は、急速な火煙の伝播経路となる。このため建築物内部の「垂直方向に連続する部分」と「その他の部分」とを防火区画することにより、火煙の通り道を遮断することを目的に堅穴区画が規定されている。</p> <p>屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けを有する建築物についても、吹き抜け部分が建築物内部の垂直方向に連続する空間に近く、急速な火煙の伝播経路となる可能性があるため、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画を要するものである。また、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル以上のもので、$5 \times (\text{短辺D})$を超える高さの吹き抜けを有するものは、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p>											
	<p>建築設備設計・施工上の運用指針 2003年版</p> <table border="1"> <tr> <td>大分類</td> <td>中分類</td> <td>小分類</td> </tr> <tr> <td>防火避難規定</td> <td>防火区画</td> <td>防火区画</td> </tr> </table>						大分類	中分類	小分類	防火避難規定	防火区画	防火区画
大分類	中分類	小分類										
防火避難規定	防火区画	防火区画										
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある					
	○	○	○	○	○	○						

一般用

建築基準法取扱基準について

施行日：平成23年4月1日

改定：平成24年3月2日（平成24年4月1日施行）

改定：平成26年3月31日（平成26年4月1日施行）

改定：平成28年3月31日（平成28年4月1日施行）

沖縄県土木建築部建築指導課

発刊にあたって

平成19年6月の改正建築基準法の施行後、建築確認申請の審査が厳格化されました。これにより、建築確認審査が停滞し、全国的に大きな社会問題となりましたが、特に沖縄県では、平成20年3月と12月に建築関連業界による「建築確認の円滑化等を求める総決起大会」が開催されるなど、非常に大きな社会問題となりました。

このため、沖縄県では、事前審査制度など建築確認の円滑化対策に取り組み、建築確認審査の停滞問題は除々に改善されていきました。

その後、平成22年6月に建築確認審査の迅速化、申請図書簡素化等の観点から、建築基準法施行規則及び関連告示の改正による「建築確認申請の運用改善」が実施され、さらなる確認申請手続きの円滑化が図られることとなったことから、沖縄県では平成22年6月から事前審査制度を廃止しました。

また、建築行政における円滑かつ適確な業務の推進を目的として国土交通省技術的助言により、建築行政マネジメント計画の策定が推進されたことから、この計画の一部として、平成22年7月から円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書(以下、「推進計画書」という。)を定めて、建築確認申請の円滑化に努めているところです。

この推進計画書の中で、審査過程における具体的な取り組みとして、統一化した審査基準等の作成を掲げています。

このため、これまでに県内で取り扱ってきた内規やそれぞれの特定行政庁毎に取扱い方針がまちまちであった建築基準法の法解釈等について、可能な限り統一した運用を図るため、この度「沖縄県建築基準法取扱基準」(以下、「取扱基準」という。)を定めました。この「取扱基準」を定めることにより、各特定行政庁及び土木事務所並びに指定確認検査機関の審査が迅速に行われることだけでなく、申請者が円滑な申請手続きを進めるための参考として活用されることを期待しています。

なお、「取扱基準」の取扱い欄で、現在統一できていない事項につきましては、各特定行政庁の取扱い内容が分かるように○(同様な取扱い)、△(詳細は確認の必要あり)、×(別の取扱いがある)と表現しております。このように、現時点ではまだ統一されていない法解釈等も多く十分な内容となっておりませんが、今後とも各特定行政庁間で議論を重ね、随時取扱基準の改定に努めていきたいと考えています。

平成23年3月
沖縄県特定行政庁連絡会議

沖縄県建築基準法取扱基準

目次	ページ
第1 総則	
敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて	1-1
機械式自動車駐車場の取扱いについて	1-2
トレーラーハウスの取扱いについて	1-3
集会場の取扱いについて	1-4
ビニールハウスの取扱いについて	1-5
携帯電話の中継基地の取扱いについて	1-6
公園、広場の取扱いについて	1-7
昇降機を含む建築物の仮使用承認の取扱いについて	1-8
用途変更の取扱いについて	1-9
土地区画整理事業により築造される擁壁の取扱いについて	1-10
面積算定の取扱いについて	1-11
屋上階段室の階数の取扱いについて	1-12
吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び外部階段の床面積の取扱いで、外気に有効に開放されている部分の隣地境界からの距離について	1-13
建築基準法第6条第2項の取扱いについて	1-14
第2 単体規定	
現在単独浄化槽である建築物を増改築する場合の取扱いについて	2-1
シックハウス対策における換気設備の構造について	2-2
共同住宅等における納戸について	2-3
第3 集団規定	
採光等の規定に関する里道の取扱いについて	3-1
第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて	3-2
ペット関連施設の用途について	3-3
第4 防火避難規定	
令第128条における共同住宅の出口の解釈について	4-1
窓その他の開放できる部分の取扱いについて	4-2
排煙免除規定による内装制限の適用範囲の取扱いについて	4-3
屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて	4-4

※朱書き部分が改定箇所(H28.3.31)となります。

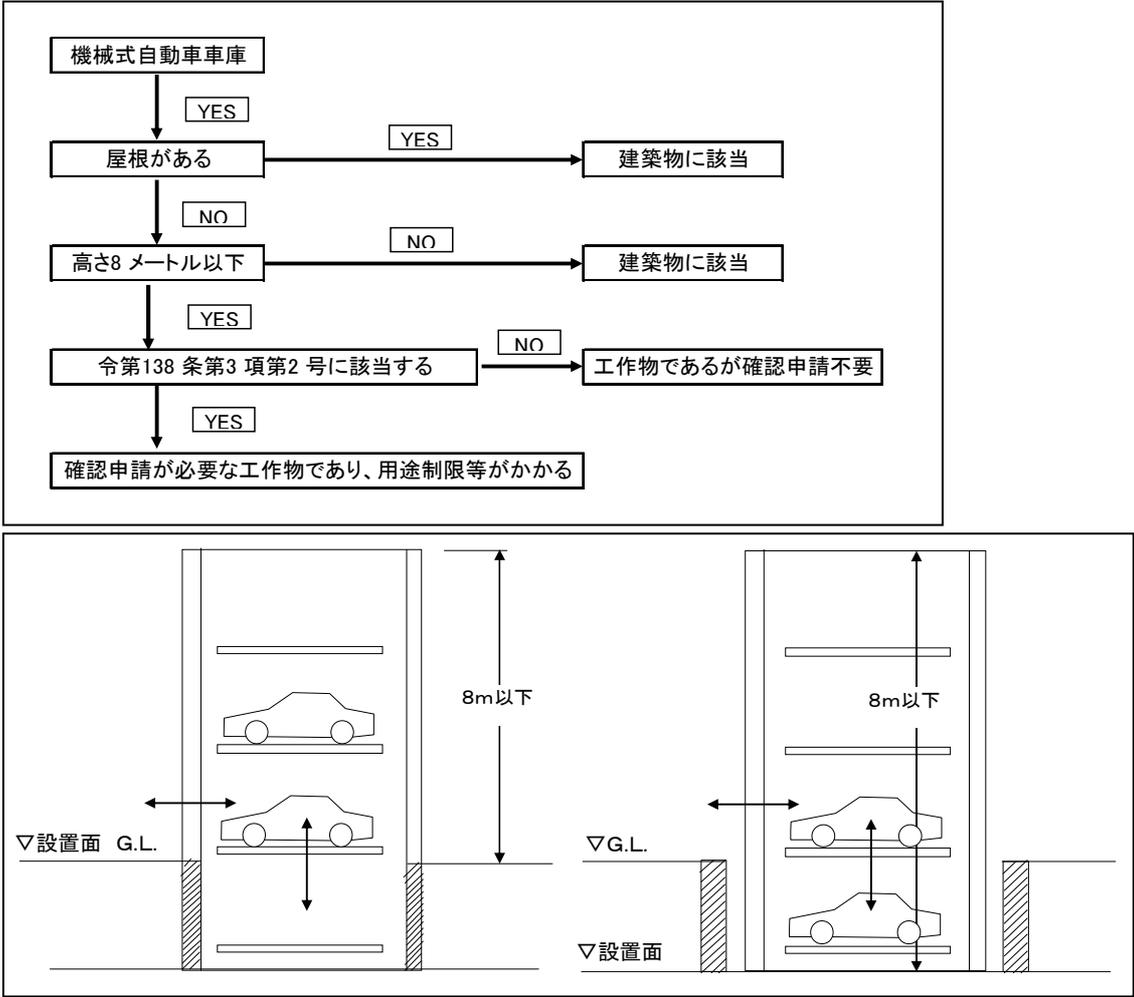
沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて						法2条
							令1条
取扱い	<p>原則としてそれぞれ別の敷地とみなす。ただし、里道や水路等の管理者から占有許可等や工作物設置許可を受けた橋等により一体的な利用がなされ、安全上、防火上支障がなければ一つの敷地と見なすことは可能である。</p> <p>また、一団の土地と認められる場合の建ぺい率及び容積率の計算にあたっては、原則として里道又は水路等の部分を敷地の範囲から除外する。</p>						
解説	<p>橋等の有効幅員については、建築物の用途規模に応じた接道長さを満たす必要がある。占有許可等とは、占有許可、使用許可(占有する旨の許可)を想定</p>						
関連	建築基準法質疑応答集P3925 昭和38年住指発第100号 【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	機械式自動車駐車場の取扱いについて						法2条						
取扱い	<p>屋根を有する機械式自動車車庫は建築物に該当する。 屋根を有しない機械式自動車車庫で高さが8メートルを超えるものは、建築物として取り扱う。 屋根を有しない機械式自動車車庫で高さが8メートル以下のものは工作物として取り扱う。そのうち令第138条第3項第2号に該当するものは確認申請が必要であり、用途制限等がかかる。 なお、高さは主要な骨組の設置面から、主要な骨組又は装置上端の最も高い位置までとする。</p>												
解説	<p>自走式立体自動車車庫は、機械式自動車車庫には含まれず、高さに関係なく建築物に該当する。</p> 												
関連	基準総則 集団規定の適用事例(2013年版)P17 昭50建告第644号、昭35通達第368号、昭59通達第143号、昭61通達第115号、H14日本建築行政会議、「床面積の算定方法の解説」(日本建築士事務所協会及び日本建築士会連合会発行)						<table border="1"> <tr> <td>大分類</td> <td>中分類</td> <td>小分類</td> </tr> <tr> <td>総則</td> <td>定義</td> <td>機械式駐車場</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	総則	定義	機械式駐車場
大分類	中分類	小分類											
総則	定義	機械式駐車場											
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○: 同様な取扱い △: 詳細は確認の必要あり ×: 別の取扱いがある						

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	トレーラーハウスの取扱いについて						法2条						
取扱い	<p>トレーラーハウス(機動装置を備えない車両で、自動車等により目的地まで牽引し、住宅・事務所・店舗等として使用するもの(屋内的用途と認められるもの))のうち、次のいずれかに該当するものは、法第2条第1号の建築物として取り扱うものとする。</p> <p>なお、設置時点では建築物に該当しない場合であっても、その後の維持管理の結果として次のいずれかに該当するに至った場合には、その時点から建築物として扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トレーラーハウスの移動に支障のある階段・ポーチ・ベランダ・柵等があるもの。 2. 給排水・ガス・電気・電話・冷暖房等のための設備配線配管をトレーラーハウスに接続する方式が、着脱式(工具を要さずに取り外すことが可能な方式)でないもの。 3. その他、トレーラーハウスの規模(床面積・高さ・階数等)・形態・設置状況等から、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。 <p>廃バスを屋内的用途として使用していると認められるもので、土地に定着(随時かつ任意に移動できるものを除く)しているもの、又は本文2(ライフラインの配線配管)に該当するものについては建築物とする。</p> <p>なお、バスとは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車であって、11人乗り以上のものであり、これを道路運送車両法第15条の規定により抹消登録したのが廃バスである。</p>												
解説	<p>【解説】</p> <p>1 本文1中「移動に支障のある」ものには、次のものも該当する。</p> <p>(1) 車輪が取り外されているもの、又は車輪は取り付けられているが走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。</p> <p>(2) 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの(支持構造体を取り外すためにはその一部を破壊することが必要な場合等)。</p> <p>(3) トレーラーハウスの敷地内に、トレーラーハウスを移動するための通路(トレーラーを支障なく移動することが可能な構造(勾配・幅員・路盤等)を有し、トレーラーハウスの位置から公道に至るまで連続しているもの。)がないもの。</p>												
関連	昭62 例規第419号、平9 通達第170号、平14 日本建築行政会議 基準総則P14						<table border="1"> <tr> <td>大分類</td> <td>中分類</td> <td>小分類</td> </tr> <tr> <td>総則</td> <td>定義</td> <td>トレーラーハウス</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	総則	定義	トレーラーハウス
大分類	中分類	小分類											
総則	定義	トレーラーハウス											
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	<p>凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある</p>						

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	集会場の取扱いについて						法2条						
	<p>法第2条第1項第2号における特殊建築物のうち、集会場の考え方は「基準総則 集団規定の適用事例」(日本建築行政会議 2013年版)P25による。 ただし、地区公民館・地区集会所については、一室の客席部分の床面積が 200㎡ 以上のものを法別表第1(い)欄(1)項の集会場として取扱うものとする。</p>												
取扱い													
解説	<p>(1)「地区公民館、地区集会所」とは、町内会等の小範囲住民だけを利用対象とし、地区外から人車の集散の恐れがなく、当該地区住民の社会教育・自治活動の目的で設けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">フローチャート(地区公民館・地区集会所について)</p> <pre> graph TD A[地区公民館・地区集会所である。] -- NO --> B[本取扱不適用] A -- YES --> C[一室の客席部分の床面積が200㎡以上] C -- NO --> D["法別表第1(い)欄(1)項の集会場でない。 ⇒法第6条1号建築物でない。 定期報告対象外。"] C -- YES --> E["法別表第1(い)欄(1)項の集会場である。 ⇒法第6条1号建築物に該当。 定期報告対象。"] </pre>												
関連	基準総則 集団規定の適用事例(日本建築行政会議 2013年版) P25						<table border="1"> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> </tr> <tr> <td>総則</td> <td>定義</td> <td>集会場</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	総則	定義	集会場
大分類	中分類	小分類											
総則	定義	集会場											
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	<p>凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある</p>						
	○	○	○	○	○	○							

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	ビニールハウスの取扱いについて						法2条	
取扱い	<p>次に掲げる農業用又は水産用の用途に供するビニールハウスは、建築物として扱わない。</p> <p>①育成・栽培のために限定して設置されたものであること。 ②施設を覆うビニールシート等は薄い材料で容易に取り外しができるものであること。</p>							
解説								
関連	平20九州ブロック行政連絡会議 【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】					大分類	中分類	小分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある	
	○	○	○	○	○	○		

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	携帯電話の中継基地の取扱いについて						法2条
取扱い	<p>携帯電話の中継基地の通信機器キュービクルは、原則として、内部に人が入り機器の維持管理等のためのメンテナンス等を行うものは建築物として扱い、外部から機器の維持管理のためのメンテナンス等を行うものは、建築物として扱わない。</p>						
解説							
関連	建築基準法質疑応答集P237						大分類
							中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	公園、広場の取扱いについて						法2,28,56
							令 条
取扱い	<p>建築基準法上の公園には、「防火上有効な公園」、「公園」、「広い公園」がある。都市公園法に基づく公園、自然公園法に基づく公園であれば、建築基準法の「公園」として取り扱う。ただし、「防火上有効な公園」については、公園の規模や形状によっては防火上有効とならない場合もあるため、個別に判断する。また、「広い公園」の取扱いについては、許可が必要であり、建築審査会の同意が必要であるため、個別に判断する。</p> <p>「公園」は、延焼ライン、採光、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線(街区公園は対象外)の各規定に適用できる。</p> <p>「広場(都市公園及び自然公園以外の公園を含む)」については、公共用地として担保できるかどうかで判断し、担保できる場合は「公園」と同様な取扱いとする。北側斜線制限、日影制限については公園の日照確保のため、「公園」による緩和の対象とならない。</p>						
解説							
関連	詳解建築基準法 改訂版(平成3年発行)						大分類
	建築基準法質疑応答集						中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	小分類
	○	○	○	○	○	○	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	昇降機を含む建築物の仮使用承認の取扱いについて						法7の6条
							令 条
取扱い	<p>建築工事と昇降機設置工事が同時に行われる建築物の部分の仮使用において、当該仮使用部分に昇降機が含まれ、その昇降機を併せて仮使用する場合は、昇降機の仮使用を含めた建築物の仮使用承認申請をすることとし、昇降機の仮使用承認申請は要しない。</p>						
解説							
関連	建築基準法質疑応答集P884						大分類
							総則
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	用途変更の取扱いについて						法87条
							令137条の17,18
取扱い	用途変更をする場合は、下表のように取り扱う。 なお、確認申請が不要であっても、法に適合する必要がある。						
			全体 床面積	変更前→変更後		確認申請 の要否	
	ケース1	既存事務所面積=200㎡ 事務所→店舗 変更面積=110㎡	310㎡	特殊建築物でない ↓ 特殊建築物		必要	
	ケース2	既存事務所面積=200㎡ 事務所→店舗 変更面積=30㎡	230㎡	特殊建築物でない ↓ 特殊建築物でない		不要	
	ケース2-2	既存店舗面積=200㎡ 事務所→店舗 変更面積=30㎡	230㎡	特殊建築物 ↓ 特殊建築物 <small>ただし、既存店舗部分に変更はなく、 変更に係る部分が100㎡を超えない。</small>		不要	
	ケース3	既存店舗面積=200㎡ 事務所→店舗 変更面積=110㎡	310㎡	特殊建築物 ↓ 特殊建築物		必要	
	ケース4	既存店舗面積=80㎡ 事務所→店舗 変更面積=30㎡	110㎡	特殊建築物でない ↓ 特殊建築物		必要	
解 説							
関連	基準総則 集団規定の適用事例(日本建築行政会議 2009版)P38						大分類
							中分類
							小分類
							総則
							手続
							用途変更
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	土地区画整理事業により築造される擁壁の取扱いについて						法88条
							令138条、142条
取扱い	<p>建築基準法第88条4項においては、宅地造成等規制法及び都市計画法29条の許可を受けなければならない擁壁については、建築確認等の規定は適用しないこととなっている。それらの許可の際、設置する擁壁の構造も審査事項となっており、2重の規制を避ける意味で対象外としている。しかし、土地区画整理事業における擁壁は、この条文には当てはまらないため、あらかじめ工作物の確認を受ける必要があり、その際は、擁壁の構造設計においてあらかじめ建築物の重量や基礎の位置等を想定して設計に反映させておく必要がある。</p> <p>なお、道路法等他法令による擁壁等の工作物で、他の法令・指針等により安全性が確認できるものについては、確認申請は省略することができる。</p>						
解説							
関連	詳解建築基準法 改訂版(平成3年発行)P950 平22九州ブロック会議						大分類
							総則
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	面積算定の取扱いについて						法92条																			
							令2条																			
取扱い	<p>① 床面積は各階毎に小数点以下2位までとし、3位以下を切り捨てる。(途中省略はしないこと。)</p> <p>② 延べ面積は、各階の小計を加え合わせること。</p> <p>③ 敷地面積、建築面積についても、小数点以下2位までとし、3位は切り捨てる。</p>																									
	<div style="text-align: center;"> </div> <p>各階床面積</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1F (A)</td> <td>$3.44 \times 4.35 = 14.964$</td> <td rowspan="2">} ←ここでは省略しない</td> </tr> <tr> <td>(B)</td> <td>$7.35 \times 6.57 = 42.2895$</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> <td>63.2535 ←ここで切り捨てる</td> </tr> <tr> <td>1F</td> <td></td> <td>63.25 m²</td> </tr> <tr> <td>2F 以下、計算は同じ</td> <td></td> <td>63.2 m²</td> </tr> <tr> <td>3F</td> <td style="text-align: center;">//</td> <td>63.2 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> <td>延べ床面積 189.7 m²</td> </tr> </table>							1F (A)	$3.44 \times 4.35 = 14.964$	} ←ここでは省略しない	(B)	$7.35 \times 6.57 = 42.2895$			63.2535 ←ここで切り捨てる	1F		63.25 m ²	2F 以下、計算は同じ		63.2 m ²	3F	//	63.2 m ²		
1F (A)	$3.44 \times 4.35 = 14.964$	} ←ここでは省略しない																								
(B)	$7.35 \times 6.57 = 42.2895$																									
		63.2535 ←ここで切り捨てる																								
1F		63.25 m ²																								
2F 以下、計算は同じ		63.2 m ²																								
3F	//	63.2 m ²																								
		延べ床面積 189.7 m ²																								
解説																										
関連	建築申請手続きマニュアルでP329 不動産登記法施行令第4条、同第8条						大分類																			
							中分類																			
取扱い							小分類																			
	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	総則 積高さ階 床面積																			
	○	○	○	○	○	○	凡例 ○: 同様な取扱い △: 詳細は確認の必要あり ×: 別の取扱いがある																			

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	屋上階段室の階数の取扱いについて						法92条
							令2条
取扱い	<p>階段室内に屋内的用途に供する部分がなく、屋上への出入りのためだけに使用されることが明らかなものは、令第2条第1項第8号に規定する「昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分」とみなし、水平投影面積が1/8以下であれば、階数に算入しない。</p>						
解説	<p>「令第2条第1項第6号の口の条文の中で「階段室」という言葉が使われており、第8号では使われていないので、「階段室」は含まれないのではないかという解釈もあるが、実態上は、昇降機塔等と同様であるので、含まれると解釈するのが妥当であろう。」(『質疑応答集応用技術編』P.270)</p> <p>なお、屋上階段室は、階数に算入されない場合でも、塔屋(PH)として「階」には該当し、床面積には算入されるので念のため。</p>						
関連	質疑応答集(応用技術編)						大分類
							総則
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	<p>凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある</p>
1-12							

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び外部階段の床面積の取扱いで、外気に有効に開放されている部分の隣地境界からの距離について						法92条	
							令2条	
取扱い	外気に有効に開放されている部分の取扱い 1 隣地境界線からの距離が0.5m以上であること。 2 当該部分が面する同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が1m以上であること。							
解説								
関連	昭和62年2月12日付け土建第1449号					大分類	中分類	小分類
						総則	面積高さ階数	床面積
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○: 同様な取扱い △: 詳細は確認の必要あり ×: 別の取扱いがある	
	○	○	○	○	○	○		

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	建築基準法第6条第2項の取扱について						法6条第2項
							令 条
取扱い	<p>既存建築物のある敷地内に、10㎡以内の別棟を建築する場合において、棟単位では「新築」であるが、同一敷地内における「増築」と考えるため、手続きを要しない。</p>						
解 説							
関連	【H22第4回特定行政庁等連絡会議】						大分類
	【平成23年度第1回沖縄県建築行政連絡会議】						中分類
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	小分類
	○	○	○	○	○	○	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

★単体規定

内容	現在単独浄化槽である建築物を増改築する場合の取扱いについて						法31条
							令35条
取扱い	<p>特定行政庁又は建築確認検査機関と協議することにより、以下の場合は既存の単独浄化槽によることができるものとする。</p> <p>1)原則として下水道の予定処理区域内(下水道法第5条第1項第一号)で、増築後における処理対象人員に応じた放流水質を確保できる場合。</p> <p>2)増築部分に給排水設備がなく、かつ、実質的な処理対象人員に増員がない場合。</p> <p>ただし、原則として改築を行う場合は既存の単独浄化槽は認められない。</p>						
解説							
関連	浄化槽の設計・施行上の運用指針 2002年度版						大分類
							単体規定
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

☆総則

内容	シックハウス対策における換気設備の構造について						法28条
							令 条
取扱い	シックハウス対策として、サッシに設けられたガラリについて、換気上有効な給気口として認められる。						
解説							
関連	【H15九州ブロック担当者会議】						大分類
							単体規定
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

★単体規定

内容	共同住宅等における納戸について						法28条	
取扱い	<p>次に掲げるいずれかを設けた共同住宅等の室については、住宅の居室とみなし法第28条第1項に定める採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。</p> <p>① テレビ、電話、インターネット機器を接続するための設備 ② 畳、ベッド等 ③ 押入れ</p>							
解説	<p>共同住宅等の住戸において、法28条1項に定める採光のための窓その他の開口部がない室を納戸等として建築確認済証の交付を受けながら、当該室内にテレビや電話等を設け居室として利用するものが見受けられる。 居室に必要な設備などを設けた室については、たとえ室名が納戸等であっても住宅の居室とみなし法28条1項に定める採光のための窓その他の開口部を設けるように定めるものである。</p> <p>なお、法第28条第1項ただし書きの規定により、用途上やむを得ない居室については、その限りでない。 例：住宅の音楽練習室、リスニングルーム等(遮音板を積み重ねた浮き床を設ける等遮音構造であること並びに当該住宅の室数及び床面積を勘案し、付加的な居室であることが明らかなものに限る。)</p>							
関連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】 【平成7年住指発第153号】					大分類 単体規定	中分類 衛生	小分類 採光
取扱い	沖縄県 ○	那覇市 ○	浦添市 ○	宜野湾市 ○	沖縄市 ○	うるま市 ○	凡例 ○：同様な取扱い △：詳細は確認の必要あり ×：別の取扱いがある	

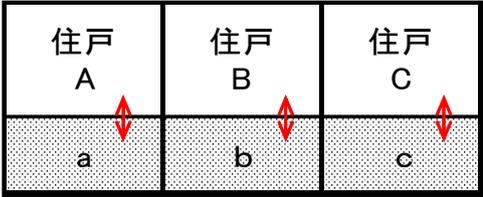
沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

● 集団規定

内容	採光等の規定に関する里道の取扱いについて						法28,56,56の2
							令 条
取 扱 い	採光等の各規定に関する里道については、形態がある場合のみ以下のとおり取扱う(形態がない里道については、緩和されない)。						
	各規程 ()内は規定の内容	形態がある場合				考え方	
	延焼ライン (道路-1/2) (空地等-対象外)	幅員の中心線を境界線とみなす				里道を法2条6号の「道路」とみなす	
	採光 (道路-反対側) (河川等-中心線)	幅員の中心線を境界線とみなす				里道を令20条2項第1号「河川等」とみなす。	
	北側斜線 (道路-反対側) (水面等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす				里道を令135条の1項1項「水面、線路敷その他これらに類するもの」と見なす	
	道路斜線 (道路-反対側)	考慮しない				里道は「道路」にも該当せず、令1134条第1項の「公園、ひろば、水面その他これらに類するものに該当しない」	
	隣地斜線 (道路-対象外) (公園等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす				里道を「公園、広場、水面その他これらに類するもの」とみなす。	
	日影規制 (道路-1/2) (水面等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす				里道を令135条の12 1項1号の道路とみなす。	
解 説							
関 連	【H22第4回特定行政庁等連絡会議 統一運用】						大分類
							中分類
取 扱 い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	判例 ○:同様な取扱い
	○	○	○	○	○	○	凡例 △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

● 集団規定

内容	第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて	法48条												
取扱い	<p>第1種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅は、各住戸内店舗の面積が、当該住戸の2分の1以下、かつ建築物内の各店舗の床面積の合計が50㎡以下でなければならない。</p>													
解説	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right; color: red;">住宅部分と兼用部分は、内部で出入りできること</p> <p>A、B、Cは、店舗部分を含む各住戸の床面積の合計 a、b、cは各住戸内店舗の床面積の合計</p> <p>$a+b+c \leq 50\text{m}^2$ かつ $a \leq 1/2A$、$b \leq 1/2B$、$c \leq 1/2C$</p> <p style="color: red;">第一種低層住居専用地域内の兼用住宅の規定は、戸建て住宅、長屋及び共同住宅等で共用部分の無い住戸(長屋部分)の場合に適用する。</p> <p style="color: red;">なお、長屋部分を一部含む共同住宅における県条例24条第2項の面積については、長屋部分も含む建築物全体の面積とする。</p>													
関連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>大分類</td> <td>中分類</td> <td>小分類</td> </tr> <tr> <td>集団規定</td> <td>用途地域</td> <td>長屋</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	集団規定	用途地域	長屋						
大分類	中分類	小分類												
集団規定	用途地域	長屋												
取扱い	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>沖縄県</td> <td>那覇市</td> <td>浦添市</td> <td>宜野湾市</td> <td>沖縄市</td> <td>うるま市</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	○	○	○	○	○	○	<p>凡例 ○: 同様な取扱い △: 詳細は確認の必要あり ×: 別の取扱いがある</p>
沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市									
○	○	○	○	○	○									

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

● 集団規定

内容	ペット関連施設の用途について						法48条
							令 条
取扱い	<p>ペットを収容・飼育する施設は、畜舎として扱う。</p> <p>ペットショップの場合、ペットが売却されるまで、店内ケージや陳列棚等で飼育する場合は、その床部分は、「畜舎」とし、建築物用途は「物品販売業を営む店舗兼畜舎」とする。</p> <p>ペットホテルの場合、ペットを収容する施設の床部分は「畜舎」とし、建築物用途は「その他サービス業を営む店舗兼畜舎」とする。</p> <p>動物病院で入院施設がある場合、ペットを収容する床部分は「畜舎」とし、建築物用途は「その他サービス業を営む店舗兼畜舎」とする。</p>						
解説							
関連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】						大分類
							中分類
							集団規定 用途地域 ペット
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○: 同様な取扱い △: 詳細は確認の必要あり ×: 別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

○防火・避難規定

内容	令第128条における共同住宅の出口の解釈について						法35条
							令128条
取扱い	共同住宅の1階住戸の出入口前通路は廊下として取扱い、主要な出口はその廊下の出入口部とする。						
解説	<p>共同住宅の場合、1階住戸の出入口前は基準法上の廊下に該当するため、避難階における屋外の主要な出口は、廊下の出入口部分となる。従って、その部分から幅員1.5メートル以上の通路が確保されればよい。</p>						
関連							大分類
							防火避難規定
取扱い							中分類
							避難
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○: 同様な取扱い △: 詳細は確認の必要あり ×: 別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

○防火・避難規定

内容	窓その他の開放できる部分の取扱いについて						法35条
							令116条の2
取扱い	<p>クレセント等の手動開放装置が床面から高さ約1.8m程度に設けられている開口部は、令116条の2第1項第2号に規定する「開放できる部分」として扱う。 フック棒による開放、電気式・電池式遠隔操作による開口部は、令126条の3第1項第4号に規定する「手動開放装置」とは取り扱わない。</p>						
解説							
関連	防火避難規定の解説2005(第6版)P80 建築設備設計・施工上の運用指針2003年版P112						大分類
							防火避難規定
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある
	○	○	○	○	○	○	

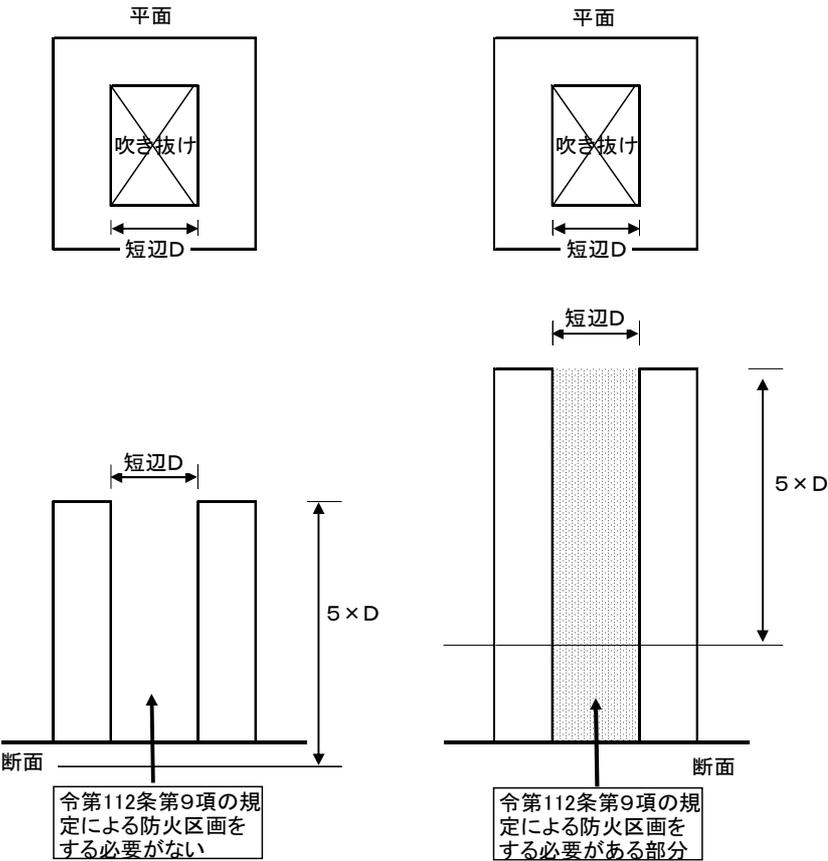
沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

○防火・避難規定

内容	排煙免除規定による内装制限の適用範囲の取扱いについて						法35の2、126の2 令 条						
取扱い	<p>建築基準法施行令第126条の2第1項第5号定められた、平成12年告示1436号 4号ハの基準において、内装により排煙規定が免除される場合の壁及び天井の仕上げの範囲については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)窓等の額縁、天井の回り縁は、含まれない。</p> <p>(2)1.2m以下の腰壁は含まれる。</p>												
解説													
関連	【H22第4回特定行政庁等連絡会議 統一運用】						<table border="1"> <tr> <td>大分類</td> <td>中分類</td> <td>小分類</td> </tr> <tr> <td>防火避難規定</td> <td>防火</td> <td>内装</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	防火避難規定	防火	内装
大分類	中分類	小分類											
防火避難規定	防火	内装											
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	<p>凡例 ○:同様な取扱い △:詳細は確認の必要あり ×:別の取扱いがある</p>						

沖縄県建築基準法令関係取扱基準(一般用)

○防火・避難規定

内容	屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて						法35条		
							令112条		
取扱い	<p>主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とし、かつ、地階又は3階以上に居室を有する建築物で、屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けのうち、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p> 								
解説	<p>建築物に火災が発生すると、階段や吹き抜け部分などの垂直方向に連続する空間は、急速な火煙の伝播経路となる。このため建築物内部の「垂直方向に連続する部分」と「その他の部分」とを防火区画することにより、火煙の通り道を遮断することを目的に縦穴区画が規定されている。</p> <p>屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けを有する建築物についても、吹き抜け部分が建築物内部の垂直方向に連続する空間に近く、急速な火煙の伝播経路となる可能性があるため、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条第9項の規定による防火区画を要するものである。また、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル以上のもので、$5 \times (\text{短辺D})$を超える高さの吹き抜けを有するものは、令第112条第9項の規定による防火区画をする必要がある。</p>								
関連	建築設備設計・施工上の運用指針 2003年版						大分類	中分類	小分類
							防火避難規定	防火区画	防火区画
取扱い	沖縄県	那覇市	浦添市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	<p>凡例 ○: 同様な取扱い △: 詳細は確認の必要あり ×: 別の取扱いがある</p>		